

令和3年第1回九戸村議会定例会

令和3年3月1日（月）

午前10時 開会 開議

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 村長施政方針演述
- 日程第4 教育行政施政方針演述
- 日程第5 議案第1号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 九戸村課等設置条例
- 日程第7 議案第3号 九戸村職員定数条例
- 日程第8 議案第4号 九戸村の未来につなぐ基本条例
- 日程第9 議案第5号 九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第6号 九戸村育英奨学資金貸与等条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第7号 九戸村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第8号 九戸村若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第9号 九戸村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第10号 第3次九戸村総合発展計画の策定に関し議決を求めることについて
- 日程第15 議案第11号 九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第16 議案第12号 ふるさと創造館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第17 議案第13号 九戸村雑穀加工施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第18 議案第14号 パークゴルフ場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第19 議案第15号 コロポックルランドの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第20 議案第16号 オドデ館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第21 議案第17号 まちの駅「まさざね館」の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第18号 九戸村屋内ゲートボール場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第23 議案第19号 令和2年度九戸村一般会計補正予算(第10号)
- 日程第24 議案第20号 令和2年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第25 議案第21号 令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第22号 令和2年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 27	議案第 23 号	令和 2 年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 28	議案第 24 号	令和 2 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 29	議案第 25 号	令和 2 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 2 号)
日程第 30	議案第 26 号	令和 2 年度江刺家財産区特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 31	議案第 27 号	令和 3 年度九戸村一般会計予算
日程第 32	議案第 28 号	令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計予算
日程第 33	議案第 29 号	令和 3 年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算
日程第 34	議案第 30 号	令和 3 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算
日程第 35	議案第 31 号	令和 3 年度九戸村下水道事業特別会計予算
日程第 36	議案第 32 号	令和 3 年度九戸村索道事業特別会計予算
日程第 37	議案第 33 号	令和 3 年度戸田財産区特別会計予算
日程第 38	議案第 34 号	令和 3 年度伊保内財産区特別会計予算
日程第 39	議案第 35 号	令和 3 年度江刺家財産区特別会計予算
日程第 40	議案第 36 号	令和 3 年度九戸村水道事業会計予算

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総務企画課長		坂野上 克 彦 君
税務会計課長		大 向 一 司 君
住民生活課長		中 奥 達 也 君
農林建設課長		杉 村 幸 久 君
教 育 次 長		高 倉 孝 一 君
水道事業所長		上 村 浩 之 君
兼水環境担当課長		

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

開会前に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策について、お願いを申し上げます。

まずは、当局の関係者の皆さま、説明される方でございます。そして、なお、議員各位におかれましては、議場に入る前に入口に備えてございます消毒液で手指の消毒をお願いします。また、マスクは着用していただくようお願いいたします。

次に、傍聴者の皆さまにお願いをいたします。傍聴席の入口に掲示してございますので、次の事項について、ご協力をお願いします。

傍聴席に入る際は、入口に備えてある消毒液で手指の消毒をお願いします。傍聴の際は、マスクを着用していただきますようお願いいたします。くしゃみや咳、発熱の症状がある場合は、傍聴を控えていただきますようお願いいたします。なお、帰宅後の手洗い、うがいの徹底に努めてくださいますようお願いいたします。

なお、私のところには、アクリル板がございますので、進行中はマスクを外させていただきます。それから、答弁席からの発言、あるいは答弁者はマスクを外して結構でございます。

◎開会の宣告（午前 10 時 02 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） それでは、改めておはようございます。

ただ今から、令和 3 年第 1 回九戸村議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告（午前 10 時 02 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程に入る前に報告いたします。

3 月 1 日付で、村長からの送付議案は、別紙議案等一覧表のとおり 36 件であります。

議案等は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会における一般質問通告者は、中村國夫君、保大木信子君、久保えみ子君の 3 人です。質問要旨は、お手元に配布のとおりであります。

次に、本定例会において、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配布のとおり、陳情1件であります。

なお、陳情については、かねて申し合わせのとおり配布のみといたします。

次に、監査委員から令和2年11月分、12月分及び令和3年1月分に係る現金出納検査結果の報告がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、教育長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告書の提出がありました。その写しは、お手元に配布のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動きにつきましては、議会事務局日誌として、写しを配布してまいりますので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、大崎優一君、5番、中村國夫君、6番、久保えみ子君の3人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日から3月12日までの12日間です。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長からの報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月12日までの12日に決定いたしました。

お諮りいたします。

3月2日、3日、6日及び7日の4日間は、議案調査及び休日のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、3月2日、3日、6日及び7日の4日間は、議案調査及び休日のため、休会にすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配布しました会期予定表のとおりでありますので、ご承知の上、ご協力をお願いします。

◎村長施政方針演述

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第3、令和3年度予算案の提案に当たって、村長の施政方針演述を行います。

村長の登壇を許します。

村長

（村長 晴山裕康君登壇）

○村長（晴山裕康君） 令和3年第1回九戸村議会定例会が開会され、令和3年度九戸村一般会計当初予算をはじめ諸議案の審議をお願いするにあたり、新年度の村政運営の方針を申し上げ、議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が今最も重要視する政策は、これまで折に触れて申し上げてきたとおり、人口減少と少子高齢化対策であります。単的に申しますと転入者を増やすとともに生まれる子どもの数を増やすということになりますが、全国的に人口減少社会に向かっている中、九戸村に住みたい、住み続けたいという人を増やすためには、他にはないような強いインセンティブが必要であると思っております。産業振興、雇用対策、子育て支援、教育環境整備、生活環境整備、医療・福祉対策など、多岐にわたる政策を有機的に結び付けて総合的に展開していかなければなりません。

令和2年度においては、特に子育て支援と教育環境整備分野に関して、学校給食費の無料化、学校のICT環境整備、学校施設への冷房設備整備、伊保内高校制服購入補助などを事業化したところであります。

令和3年度は、九戸村が抱える喫緊の課題に対処するため、人員増を伴う大胆な組織機構改革を断行し、まさに今必要な施策をスピード感を持って推し進めていく体制を整える考えであります。ナインズプロジェクトを盛り込んだ「第3次九戸村総合発展計画」の初年度として、多様な政策、事業を本格的に実行していく年ともなり、それに向けた関係予算を今議会にお諮りする当初予算案の中に盛り込んでおります。ご審議の上、ご賛同を賜りたく存じます。

それでは、新年度の主な事業を軸にプロジェクトごとにご説明申し上げます。

第1は、「交流・発信プロジェクト」であります。

九戸村を全国、さらには世界に発信し、知っていただき、訪れ、交流していただき、応援、参加していただき、実際に住んでいただく、関係人口・交流人口・定住人口の拡大に向けたプロジェクトを推進してまいります。

このプロジェクトを新年度から重点的に推進するため、核となる部署を新たに設置した上で、役場組織全体が横断的な形で取り組む体制とする考えであります。

交流拡大事業として、村内外から人が集まる四季の集客・交流イベントの充実、商店街やその他の地域に「にぎわいづくり」の企画を実施、村の自然・食材・歴史を活かしたボランティアガイドの育成と体験交流プログラムの実施、地域おこし協力隊や大学・企業等の村外の人材を積極的に活用してまいります。

集客・交流イベントとして、九戸村ならではの季節ごとの食材を味わい、楽しんでいただくフェアやキャンペーンを展開するとともに、昨年開催して好評を博したオブチキ感謝祭をはじめ、特産物をPRするためのイベントを開催してまいります。当面は、新型コロナウイルス感染症に対応した実施とはなりますが、こうした催しを一年間通して企画・実施することにより、本村の知名度アップにもつなげていく考えであります。

今議会の補正予算に「まちの駅・まさぎね館」の売場の模様替えのための経費を計上しており、これにより集客力強化を図り、村商工会と連携した市日にぎわいまつりなどの開催により、伊保内商店街の魅力づくりを演出してまいります。

さらに、伊保内商店街以外の地域を念頭に「ファーマーズマーケット」を定期的開催し、それぞれの地域のにぎわいを創出してまいります。

村外の人材活用に関しましては、本村では初めての導入となる地域おこし協力隊を全国から募集し、書類選考と面接を経て数名の協力隊員が着任する予定であります。任期3年の間に、自伐型林業の推進や伝統工芸の継承、また地元農畜産物の6次産業化を目指した新商品開発などの取り組みなどに携わってもらうこととしております。外部人材ならではの視点を生かした発想と実行力で成果をあげてくれることを期待しております。加えて、企業版地域おこし協力隊ともいえる地域おこし企業人として県内企業からの人材を招聘し、村の農畜産物を活用した新商品開発などの取り組みに従事してもらうべく準備を進めております。

次に、情報発信事業として、広報くへの紙面充実を図るとともに、村内外の若者向けフリーペーパーの制作配布、SNS等の活用により九戸村の魅力を定期的に発信し、若者世代をターゲットとして村の魅力を伝えてまいります。このほか村のニュースを随時YouTube等のメディアを活用して積極的に発信してまいります。さらに、オドデ館の改修に併せて観光情報発信拠点を整備するほか、若い感性と視点を大いに取り入れるため、昨年発足した県立伊保内高校生による「九戸宣隊☆魅せるんジャー」の活動を促進してまいりたいと考えております。

第2は、「産業・雇用プロジェクト」であります。

村の産業を拡充し、村内で働く場を増やし、満足な収入が得られ、働き甲斐のある仕事を増やすことにより定住人口の拡大と後継者の確保を図るプロジェクトを推進してまいります。

雇用を拡大するため、村内の企業・事業所の求人求職マッチング活動の支援、村内立地企業等による事業拡張支援、九戸村の主要産業であるブローラー事業者

との連携強化、産直施設オドデ館のリニューアルにより売上増を図るとともに、九戸村ふるさと振興公社の経営改革による黒字化で雇用拡大を進めてまいります。

昨年10月に開催した「オブチキ感謝祭」は、村内外から集客があり、好評を得ることができました。鶏肉生産量県内ナンバーワンを誇る本村として大きな知名度アップにつながったものと手ごたえを感じているところであります。さらに、村内飲食店や鶏肉加工事業者などの企業の参加・協力があり、多くの業種が連携した鶏肉生産振興の取り組みに道筋をつけることができたと評価しております。これを契機として、チキンの村・九戸村として村全体の経済活性化に波及させていく考えであります。

村の観光発信の拠点と位置付ける道の駅おりつめ「オドデ館」は、新年度において機能拡大を目指した工事に着手し、観光の発信拠点としての位置づけを確たるものとしたいと考えております。昨年10月と12月に「オドデ館の発展を考える懇談会」を開催し、販売組合関係者や利用者から施設の機能向上や経営にあたって多くの意見をお聴きすることができましたので、これらの意見を設計内容に十分に反映させてまいります。

また、ふるさとの館とコロポックルランドについては慢性的な経営赤字が続いており、抜本的な経営改革が必要であることから、公社全体の経営改善に向けて施設の管理方法を含め具体的な検討に入りたいと考えております。

次に、農業につきましては、近年、離農や遊休農地の増加など、生産構造の脆弱化が急速に進行しております。一方では、AI・ロボットなどの技術革新、TPP等の経済連携協定の発効に伴うグローバル化の一層の進展など、新たな時代のステージを迎えつつあります。農業担い手、後継者を確保するために、株式会社ナインズファームの現状を見直し、本来の目的である農業研修施設の機能前面に出しながら、次世代の農業を担う多様な人材の育成に努めたいと考えております。併せて、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、「農業次世代人材投資事業」を有効に活用しながら、担い手に対する経営面での支援施策を講じてまいります。

林業振興につきましては、新たな制度である森林経営管理制度に基づき、森林環境譲与税を活用した森林整備に加え、人材育成・担い手の確保、木材利用の促進を図ってまいります。特に新しい取り組みとして、後継者不足などの理由から森林の手入れができない所有者に代わって施業を行う自伐型林業の普及推進を図り、産業としての林業にとどまらず、移住・定住政策の観点から地域振興のための林業としても、活路を見出していきたいと考えております。

また、自ら森林整備を行う林家への支援も継続し、地域内での森林資源の活用可能性を探りながら、林業振興を推進してまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響とともに個人

消費の低迷が続き、村内飲食店をはじめ小売業は厳しい経営を余儀なくされております。今年度、国・県の交付金等を活用して商工業者対象の臨時的な支援事業を実施してまいりましたが、新年度におきましては、これらの事業の効果に検証を加え、国・県が打ち出す関連制度や事業を注視しながら、商工業者支援と個人消費の刺激策を打ち出してまいりたいと考えております。

また、企業誘致につきましては、これまで以上に積極的に誘致活動を展開するとともに、現在村に立地している地場企業の業務の拡張を支援し、農産物を主体とした原料の調達や新卒者ふるさと雇用支援奨励金により、地元企業による就労の定着と雇用の拡大を図ってまいります。

第3は、「住宅・環境プロジェクト」であります。

村で働く人の多くが村内に居住し、村外で働く人も九戸村に住みたいと思える住環境と住み心地の良い街並みや自然環境等の整備を図るためのプロジェクトを推進してまいります。

住宅整備を進めるため、土地利用計画による不動産の流動化の促進、未利用村有地や未利用私有地・空き家の有効活用の推進、村営住宅の整備と利用方法の見直し、地方定住に係る結婚や空き家のリフォーム助成、また村外への通勤手当の助成などに取り組んでまいります。

新年度は、新たに戸田地区の遊休村有地を活用し、従来型の村営住宅の概念にとらわれない、九戸村に移住、定住を希望する人たちが容易に居住できるよう、入居条件を緩和した新しい形の住宅建設を計画しております。入居者の自由度を高くすることで、人口増加へ向けての発信力を高めた、九戸型地域活性化住宅を標榜しております。

村営住宅の整備につきましては、平成22年度より若者定住促進住宅の整備を開始し、戸田地区3棟、山根地区5棟、伊保内地区4棟、江刺家地区6棟、長興寺地区10棟、村全体で28棟の整備を完了し、各地区とも若者の移住定住により地域の活性化に一定の成果をもたらしていると認識しております。

また、既存の公営住宅につきましては、築30年を経過し老朽化が散見される住宅もあるため、入居者が安心して生活できるよう効率的な維持管理とともに、建替え、長寿命化を見据えた計画的な住環境の整備に努めてまいりたいと考えております。さらに、民間住宅関連事業者と連携した民営住宅の確保とともに、県所有の施設も利用した住宅確保に努めてまいります。

環境保全の取り組みでは、美しい自然環境を生かしたパークビレッジ構想策定の準備を進め、森林公園の再整備、公共施設の計画的な保守管理と今後の整備計画の策定、廃棄物リサイクルの推進に取り組んでまいります。

衛生環境に関しましては、平成31年3月に九戸村ごみ分別収集手引きを作成し、分別の推進に努めてまいりましたが、新年度には資源ごみを通年で回収できるリ

サイクルステーションの設置を計画しております。このことにより、資源ごみをいつでも分別持ち込みできることとなります。併せて、イベントによる環境美化活動を継続し、九戸村公衆衛生組合連合会と共に、今後もごみの減量化や環境美化に努めてまいります。

第4は、「子育て・教育プロジェクト」であります。

九戸村で子どもを産み育てたいと思ってもらえるような充実した子育てサポート制度や、親も子も満足できる教育環境を整備し、支援するプロジェクトに取り組んでまいります。

子育て支援の分野では、九戸村出産助成制度の創設、九戸村こども手当制度の創設、ハッピーファミリー祝金の対象拡大、子育て支援センター及び子育てサロン（仮称）の整備、保育園及びこども園の施設改修や設備の更新、未就学児からの課外体力づくりサークル創設を実施してまいります。

今年度の出生数は、1月末現在で8人と前年同時期より14人の減となっております。少子化が進む中であって、子どもたちが健やかに育ち、親が家庭生活を充実させながら安心して楽しく子育てができるための環境を整えることが必要であります。

まず、「さわやかハッピーファミリー祝金」については、今議会に提案している「九戸村の未来につなぐ基本条例」の趣旨に基づき抜本的に見直し、給付対象と給付額を拡充いたします。

新たな祝金制度については、基本条例のもと交付要綱として制定いたしますが、祝金の額を1件10万円に増額するとともに、出産祝金については第1子から給付することとしたいと考えております。さらに祝金は、給付を受ける方の要望に沿って、共通商品券交付ではなく口座振り込みにする方向で検討しております。受益者にとって、より魅力的で実用的な制度にすることによって、九戸村で結婚し子どもを産むことのインセンティブを高め、若者の定住につなげてまいりたいと考えております。

また、九戸村の未来につなぐ基本条例に基づく子育ての支援の一環として、未来を担う子どもたちに「九戸村こども手当」を創設したいと考えております。15歳までの世代を3世代に分け、その世代ごとの金額の手当を給付することで、子どもたちの健全な成長を願い、子育てしやすい環境の充実を図ってまいります。

子どもを出産することは費用面でも負担があることから、出産への支援として出産一時金を超過する経費を助成することで負担の軽減を図るとともに、出産後の支援として、産後うつや障害などで子育てヘルパーの利用が必要な家庭を支援するため、必要経費の2分の1を助成する事業を展開し、より安心して子育てできる環境づくりに努めてまいります。

子どもの健康づくりにつきましては、家庭環境や発達上の問題を早期発見する

など、妊産婦や幼児と保護者に対するきめ細かな対応が必要になります。本年2月に要綱制定いたしました「九戸村子育て支援センター」を設置することにより、妊産婦及び子育て家庭が抱える様々な悩み等に円滑に対応し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない包括的な支援を提供してまいります。

教育環境整備の分野では、住民主導による小学校統合の具体的な検討を進め、小中高校生の通学支援、児童・生徒を対象とする課外学習支援、児童・生徒の文化活動やスポーツ活動支援、県立伊保内高校存続に向けた高校の魅力づくり支援とともに、伊保内高校の将来計画について県教委と協議を進め、県内外からの留学生の本格的な受け入れ体制の整備を進めてまいります。さらに詳しい内容につきましては、教育長の施政方針の中で具体的に述べられると思いますので、そちらに委ねたいと思います。

第5は、「保健・福祉プロジェクト」であります。

日頃からの健康増進と疾病予防対策を行い、九戸村で安心して暮らすことのできる保健医療体制を整備し、高齢や障がいがある方にも行き届く福祉の充実を図るプロジェクトを推進してまいります。

感染症などの予防対策としては、保育園・学校・公共施設等の感染予防対策を強化し、感染症予防ワクチン等の接種を推進してまいります。特に、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、今年2月から最優先となる医療従事者のワクチン接種が開始され、村民のワクチン接種については国の定める優先順位に沿って、65歳以上の高齢者及び基礎疾患のある方、60歳から64歳及び福祉施設従事者、16歳から59歳の順に実施してまいります。国からの全額補助による無料実施となりますので、接種体制が整い次第、村民に周知し、着実な接種に努めてまいります。

また、インフルエンザ予防接種につきましては、新型コロナウイルス感染症との同時流行を防止するための措置として、65歳以上の高齢者と小児2回分・妊産婦の接種を今年度限定で全額助成したところではありますが、新年度については現行の助成制度の拡充策として、小児の2回目と妊産婦を引き続き対象に加えて定額助成したいと考えております。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種につきましては、新年度から村独自の補助金制度として、65歳から5年毎の節目の年齢の方を補助金の対象とする制度の拡充を行ってまいります。

地域保健医療の確保対策としましては、地域診療のあり方を検討し、県医療局等との協議を重ね、専門医の定期派遣の要望、高齢者・障がい者の村外通院を支援してまいります。

九戸村は高齢者の増加に伴い、認知症等の通院者も増えておりますが、診察・治療のためには県立一戸病院精神科の受診が必要になります。しかしながら、一

戸病院への交通の便が悪く通院時間がかかることから、利用者から受診が大変だという声をいただいております。昨年12月からは岩手県北バスの一戸線が廃止となり、通院がさらに困難な状況となっております。このことにより、精神疾患の方も含めて、受診控えによる病症悪化を懸念しており、去る1月14日に県医療局に赴き、九戸地域診療センターへの精神科医師の派遣により村内での受診が可能となるよう要望してまいりました。併せて、オンライン遠隔診療や地域包括ケア病床の導入など診療センターの機能強化や、病床復活についても要望したところであり、今後も引き続き県との協議を進めてまいります。なお、一戸病院への通院を支援するためタクシーの利用に対し助成することを検討しており、利用者の負担軽減と不便さの解消を図りたいと考えております。

また、医療費助成につきましては、所得制限によって県単医療費助成事業の対象から外れる方に対しても村が単独事業で助成を行っており、今後もこれを継続していきながら、必要に応じて拡充を図っていきたいと考えております。

新年度からは、寡婦の医療費助成について、助成対象となる医療機関を村外の医療機関まで拡大するとともに、これまで女性のみを対象としていた寡婦の範囲を、男性の寡夫も含むように拡大したいと考えております。

高齢者、障がい者の支援としては、有償ボランティア「ご近所すけっ隊」の活動普及等による高齢者生活支援、独居高齢世帯等の見守り支援の強化、バス等公共交通の利便性向上の検討、障がい者の就労の場の拡充、障がい児の支援体制強化に取り組んでまいります。

次に、高齢化の問題であります。今年1月末現在、高齢化率43.4%と昨年同時期と比較し、1.2ポイント上昇しております。高齢者の社会参加の推進を図るため、住民主体の協議の場である「ご近所すけっ隊」による活動支援を続けるとともに、有償ボランティア「ご近所すけっ隊」の活動及び地域サロン運営のため、伊保内地区に活動拠点を整備し、幅広い世代の交流と生活支援の母体を構築してまいります。また、高齢者などの見守り体制の構築については、日常の暮らしの中で関わりを持っている事業者と村が連携して高齢者などを見守る九戸村見守りネットワーク事業を推進し、地域のつながりの中で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

さらに、昨年12月から開始しております75歳以上の高齢者を対象としたバス料金無料化を継続しながら、生活交通の維持と利便性向上に向けて、コミュニティバス運行の可能性を探ってまいります。

難聴者対策につきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者に対し、補聴器の購入支援事業を継続していくとともに、これまで地域生活支援事業の日常生活用具の給付対象に該当していなかった人口内耳用電池等についても日常生活用具の給付対象とし、人口内耳の利用者の負担軽減を図ることとしました。

今後とも、障がい者のみなさんへの支援の充実を図ってまいります。

第6は、「安全・安心プロジェクト」であります。

災害対策に万全を期し、災害時でも迅速な対応により住民の安全を確保し、事故や事件も少ない地域を目指し、安全・安心プロジェクトを推進してまいります。

二戸消防署九戸分署の整備につきましては、今年度中に実施設計を完了し、新年度早々に新庁舎の建設工事着手、順調に行けば令和4年3月完成というスケジュールとなっております。

防災情報伝達方法の充実につきましては、今回新しく導入する防災情報一斉送信システムが4月からの運用開始に向けて準備を進めており、これにより電話やファクシミリ、SNSを利用した伝達が可能となります。また、防災無線戸別受信機希望者への貸与も並行実施したいと考えており、多様な伝達手段を採用することで、防災情報伝達をより万全なものとしてまいります。

安心・安全な防災体制を整えるにあたっては、それぞれの地域における体制整備が必要であるとの観点から、現在、戸田元村自治会と協議を進めている自主防災組織の立ち上げの動きを全村的に拡大してまいりたいと考えております。

一方、消防団員の確保は全国的な課題ともなっておりますが、将来にわたって消防団の機能を維持していくため、団員の待遇改善や体制のあり方について、消防団との協議を進める考えであります。

第7は、「生活インフラプロジェクト」であります。

道路・橋梁・上下水道等公共インフラの保全計画を策定し、計画に沿った保全・補修・更新などを実施していくプロジェクトを推進します。

新年度の村道整備につきましては、改良舗装工事2路線、舗装修繕工事1路線、法面工事3路線を計画しております。また、橋梁の整備につきましては、補修工事8橋実施するほか、村内全82橋の定期点検を実施する予定であります。

村道の維持管理につきましては、緊急性・安全性を考慮し、順次維持工事を実施してまいります。同時に、誰もが安心して生活できるよう、住民との協働による維持管理も継続的に実施してまいります。

次に、かねてから県に要望しておりました国道340号長興寺上地区の歩道設置につきましては、令和3年度から事業を開始する予定と伺っております。他の歩道未設置区間につきましても、早期の事業採択に向けて引き続き国・県へ強く働きかけてまいりたいと考えております。

下水道事業につきましては、施設の維持管理費低減のため、汚水処理事業の運営に係る広域化・共同化の推進が国の方針として示されたことを受け、岩手県でも実現可能性を含めた検討作業が行われているところであります。

本村におきましては、公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る経営状況の可視化、いわゆる「見える化」を推進するため、令和6年度からの公営企業会計

への移行に向けた取り組みを今年度から着手し、令和5年度にかけて法適用移行業務を実施してまいります。

また、農業集落排水施設の機能診断調査を実施し、最適整備構想を策定するとともに、調査計画及び概要書を作成することにより、補助事業を活用した計画的な維持管理に努めてまいります。

上水道事業につきましては、近年、上水道事業を取り巻く社会情勢が大きく変化し、人口減少、施設の老朽化など経営面において、大変厳しい局面を迎えています。このような状況を受け、向こう40年間の長期経営シミュレーションを盛り込んだ基本構想を策定しております。

また、九戸村の豊かな自然に育まれた折爪岳の湧水を使用した「ペットボトル水道水」を製造し、おいしくて安心・安全な水道水をPRするとともに、災害等非常時の備蓄用として活用したいと考えております。

次に、水道未普及地域対策につきましては、飲料水を確保するための工事等に対する補助金制度の周知を図りながら、改善に向け鋭意努めてまいります。

第8は、「地域コミュニティプロジェクト」であります。

人口減少や高齢化の中でも地域コミュニティの活動を活性化し、余暇活動やボランティア活動を通じて、村内外の住民相互の交流や連携が図られるプロジェクトを推進します。

自治会を中心とした地域コミュニティを活性化するため、地域振興交付金制度の創設、役場職員の地域サポーター制度の見直しと充実、高齢者が集い見守る地域づくりの推進に取り組み、地域組織活性化の検討を進めます。

地域の課題解決に向けて、新年度予算に地域振興交付金の予算を計上しております。この交付金は、新年度からの3年間に限定し、既存の地域コミュニティ助成金に代えて行政区ごとの世帯数や人口に応じて交付額を配分し、3年間総額約1億円を充てる内容となっております。

地域サポーター制度につきましては、役場職員が地域の課題解決に直接関わる事ができるような仕組みとするとともに、ご近所すけっ隊の普及を進め、地域振興交付金による経費面での支援と、地域サポーターやご近所すけっ隊による人的な支援を両輪として、持続可能な地域づくりへの土台づくりを進めてまいりたいと考えております。

第9は、「住民協働・行政改革プロジェクト」であります。

住民や村内外の民間事業者との協働により、将来にわたって住民サービスを維持・強化していくためのプロジェクトを推進してまいります。

新年度から始まる多くの新規事業等を進めていくための体制整備のため、組織機構改革と併せてデジタル技術の導入等により、行政サービスの品質向上と業務の効率化の推進、県との人事交流や研修の充実による職員の資質向上、地域おこ

し協力隊など村内外の人材の積極的活用を図ってまいります。

さらに、第3次総合発展計画を推し進めるためには自立した行財政運営の推進が必要ですが、自主財源の大幅な増加は見込めない状況にあることから、その運営は一層困難になっていくものと思っております。

以上の点から、自主財源の確保と併せて住民サービス向上を目的に納税しやすい環境整備を行うため、休日・深夜でも納税ができるコンビニ収納の令和4年度導入に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。また、口座振替納付についても利便性などを周知しながら、利用の促進を図ってまいります。

また、開かれた村政推進のため、昨年10月「ナインズミーティング」を地区別、中学生、高校生、転入者などを対象に9回開催し、幅広い年齢層から多くのご意見をいただきました。新年度におきましても広く村民の皆さまの声を拝聴しながら、新たな村づくりに反映させてまいりたいと考えております。

以上、新年度の主な事業を軸にプロジェクトごとにご説明申し上げます。

多くの方が住みたい村、住み続けたい村の実現を目指して積極的な事業展開を進め、住民サービスの向上を図っていくために、村民をはじめ議会の皆様のご協力をお願いするものでございます。

結びに、日ごろ皆さまからいただいておりますご理解とご協力に深く感謝申し上げますとともに、今議会に提出いたしました議案につきましても、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針表明とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎教育長の教育行政施政方針演述

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長の施政方針演述が終わりました。

次に日程第4、教育長の教育行政施政方針演述を行います。

教育長の登壇を許します。

教育長

（教育長 岩渕信義君登壇）

○教育長（岩渕信義君） 本日ここに、令和3年第1回九戸村議会定例会が開会されるにあたり、令和3年度の教育行政推進の基本的な考え方と施策の大要について、申し上げます。

昨年、急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により、児童生徒の学校生活に大きな影響を与えている中、感染症対策に日々取り組んでいる教職員、児童生徒並びに保護者、地域の皆様に感謝申し上げます。

教育委員会におきましては、学校の新しい生活様式に対応した感染症対策を行いながら、児童生徒の健康、安全を第一に学びの保障等に取り組んでまいります。

また、昨年、就任直後の第3回定例議会で所信の一端を申し上げたとおり、教

育は「国家百年の計」であると同時に「地域百年の計」であると考えておりますので、次世代を担い、地域の持続可能な発展に資する人材の育成に全力で取り組んでまいります。

さて、皆様ご存じのとおり、今日、学校教育を取り巻く環境は激しく変化しております。昨年度から順次全面実施されている新学習指導要領においては、児童生徒が育むべき資質能力はこれまでのように知識・理解によるのではなく、「主体的・対話的で深い学び」によって「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することが求められております。

また、高等教育における大学入試改革や普通科の新学科導入、義務教育における35人学級や教科担任制の導入、さらには学校教育全般にわたるICT教育の推進など、これまでの学校観や指導法とは異なる概念や方法で児童生徒を育成していくことが求められております。

この背景には、現代がVUCC（ブーカ）と呼ばれる「曖昧」で「複雑」、「不確実」、「変動」の時代であり、既存の価値観やモデルが通用しない時代であることがあります。

こうした変化の時代にあって、村の将来を担い、未来をたくましく生き抜いていく力を育てることは、教育の使命です。

そのためには、これまでのように学校種ごとの教育目標の達成だけではなく、保育園、幼稚園、小中学校、高等学校との学びの連続性を重視した学習指導要領の改訂に沿い、地域とともにある学校づくりのためのコミュニティ・スクール制度の導入など、教育に関する制度改革への対応が急務であります。

そこで、次年度の教育施策の重点事項について、9点述べさせていただきます。

1点目は、教育環境の充実についてです。

新学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」による協働学習が進められ、一定規模の集団の中で、切磋琢磨しながら多様な考え方や価値観に触れることでコミュニケーション能力を育み、社会性の基礎を養うことが求められています。

しかし、本村は、県下で複式学級を有する学校の割合が最も多い状況にあり、前回の施設一体型小中一貫校建設計画では、複式学級解消という側面もありましたが、広く村民の合意を得るまでには至りませんでした。教育委員会といたしましては、学校教育を取り巻く環境の変化とコロナ禍にあって少子化が予想外のスピードで進行していることから、持続可能で良質な教育環境のあり方を示すことは避けて通れないものと認識しております。

本年2月には、本村のこれからの学校教育の在り方について自由に論じてもらうべく村内5地区および伊保内高校、九戸中学校でナインズミーティング2と題する教育懇談会を実施したところですが、本村が抱える現状と課題については概ねご理解を得ることができました。さらに、今月には戸田、伊保内、ひめほたる

の各保育園、幼稚園及び全小学校、中学校の保護者を対象としたナインズミーティング2を実施する予定であります。教育委員会といたしましては、村内各地区、各年代等、広くご意見をいただき、より良い教育環境に向けた具体案作成の参考とさせていただくとともに、さらにはその案についても村民の皆様方と検討し、幅広く合意を得た上で、教育委員会としての案として議会にお諮りしたいと考えております。

2点目は、伊保内高等学校の支援についてです。

伊保内高等学校は、本村の高等教育機関としての存在が大きく、二戸地域、県内においても、大きな役割を果たしてきました。小中高連携による学力向上策やいじめ撲滅、スマートフォンマナーアップ宣言、全国高等学校総合文化祭に出場した郷土芸能委員会による江刺家神楽の伝承活動、さらには、40年近く継続する九戸村地域子ども読書会など、これらの活動は全国にも発信され高い評価をいただいておりますが、少子化の影響により年々生徒数の減少が進み、平成29年度から1学級募集定員となりました。

次年度は、伊保内高等学校の入学者増に向け、これまで以上に中学校との連携を深め、村当局と連携して村内、管内だけでなく、広く県外募集に向けた高校の魅力化に取り組んでまいります。また、学校法人龍澤学館との連携を通じて、生徒の選択肢を広くする進路指導の充実に努めてまいります。

さらに部活動・郷土芸能委員会への支援、制服の購入助成や、進路指導・学力向上対策・部活動等支援に向けたあらゆる手立てを講じてまいります。これからも伊保内高等学校教育振興会をはじめとし、関係機関と十分連携を図りながら強力で支援してまいります。

3点目は、教員の資質能力の向上についてです。

県教育委員会をはじめとして、多くの市町村教育委員会は具体的な学校教育目標として「学力の向上」をあげていますが、そのためにはまず児童生徒に日々向き合う教員の資質能力の向上が不可欠です。

教育委員会といたしましては、今後オンラインと対面のハイブリッド授業がスタンダードとなることから、ICTを活用した教員研修やICTの活用研修など、現場のニーズに即した研修の充実に引き続き努めてまいります。

さらには、校長会とも連携をより深め教員の資質能力の向上に資する学校経営と学校運営に努めてまいります。

村内の各小中学校は、学びフェストに基づき、確かな学力・豊かな心・健やかな体づくりを通し、知・徳・体のバランスの取れた人間形成に努めています。

今後は、コミュニティ・スクール制度の趣旨を生かし、豊かな自然・歴史・伝統文化等を取り入れた地域総ぐるみで子どもたちを育てる、「九戸村学校カリキュラムマネジメント」による社会に開かれた教育課程に向けた学校経営の充実に努

めてまいります。

4点目は、学力向上についてです。

教育委員会では、「学力」を文字どおり「学ぶ力」と定義しております。それは冒頭で述べたように、いついかなる時代においても「学ぶ力」は未来をたくましく生き抜くための最も有力な力となるからです。事実、これまでのように知識理解によって学力を測るという考え方はA Iの登場・進展により、終わりを告げようとしています。

「主体的・対話的で深い学び」といった現在主流となっている教育目標の根底には「学ぶ力」、「学びに向かう姿勢」こそが大事であるという考えがあります。

本村の小中高学力向上推進事業は8年目を迎えます。各種調査においても、学習への構えに対する肯定的な回答、及び視写・聴写の取組の成果としての無回答率低下など、一定の成果を上げております。今後も、本事業の一層の充実を図り、生涯学び続ける視点を大切にした授業づくり及びその授業と連動する家庭学習の強化のため、「家庭でできる学びのススメ」を活用しながら、各家庭と連携して事業を推進してまいります。また、民間の教育機関や大学生・伊保内高校生のボランティアによる長期休業等を活用した小中学生対象の公営塾としての、寺子屋学習会等を実施し、学習意欲の向上に努めてまいります。

さらに、小規模校の学習上のデメリットを解消するために、従前の「ナインズプラン」を「ナインズデイ」とし、拡充を図ってまいります。

これからも、教職員と児童の負担を考慮しながら、一定の学習集団を形成し学習の効果を高められるよう、内容の充実に努めてまいります。特に、小学校の外国語教育推進については、小学校外国語活動補助員を配置し、小中連携に取り組んでまいります。また、全ての児童生徒にいきわたるタブレット端末を効果的に活用し、ICT教育の充実を図れるよう、プログラミング教育指導計画と併せて推進してまいります。

5点目は、豊かな心と挑戦する心を育む教育の推進です。

子どもたちの学校生活は、一人ひとりが目標を持って生き生きと学校生活を送ることで充実すると考えます。盛岡大学の学生の支援によるスマイルサポート推進事業を実施し、学校生活に潤いと豊かさと満足感を与え、学習への意欲が高まるよう取り組んでまいります。

いじめ問題や不適応対策については、「九戸村いじめ防止基本方針」により、いじめの早期発見・早期解決に取り組み、重大事態の発生を未然に防止するよう関係機関との情報交換を密にし、いじめ問題の撲滅を目指してまいります。

また、不登校を含む不適応問題では、スクールカウンセラー等専門員の指導により、一人ひとりの内面に寄り添った指導を継続してまいります。

特別支援教育の充実は、障がいの有無によらず、学習や生活に困難さを抱える

子どもたち個々に応じ、幼保小中が連携して情報交換に努め、小中学校へ特別支援教育支援員を配置し、その充実に努めてまいります。

昭和40年に県内各地で始まった教育振興運動は、本村においても、その時々の子どもたちの置かれている現状や社会情勢を反映した運動を展開し、地域の教育力を高めるとともに、子どもたちの健全育成に成果を上げてまいりました。

今日、大きな課題となっているスマートフォンの取り扱いへの対応は、全県共通課題「メディアとの上手な付き合い方」を生かし、子ども・保護者がそれぞれ守る三つの約束「くのヘルール」をつくり、「読書・家庭学習」の習慣づくりにつなげてまいります。

6点目は、社会教育と生涯教育の充実についてです。

生涯教育の推進については、全ての村民が学びたいときに学べるようにこれまでの女性教室、生涯学習アカデミー、公民館学級などをひとまとめにした「学び処ナインズカフェ」と銘打ち、多様なニーズに応えられる魅力的な講座を実施いたします。生後4カ月児にお勧め図書を贈呈するブックスタートに始まり、青年、子育て世代、高齢者に至るまで、全世代にわたる村民の生きがいと生活の潤いにつながる学習環境を整えてまいります。

また、土曜学習の場として、多様な体験活動の機会を提供している「九曜塾」は、地域の素材や人材を活かした学習プログラムが高い評価をいただいております。今後も地域と学校が連携・協働して、地域全体で村の将来を担う子どもたちが、九戸村の自然、文化伝統、歴史に誇りを持ち成長するよう「地域学校協働活動」の一層の推進を図ってまいります。

7点目は、文化芸術の振興についてです。

本村には、村指定の天然記念物、有形文化財、無形文化財及び県指定文化財が22あり、その保存・維持・継承は、今の世代の責務であります。

天然記念物は、長期にわたり保存できるように維持管理に努めます。無形文化財は、九戸の山伏神楽祭典など伝統芸能の発表と鑑賞機会を設け、永々と引き継がれてきた文化性・芸術性の価値を村民で共有し、その保存と継承活動を支援してまいります。

県指定黒山の昔穴遺跡は、国指定に向けた調査により、その形状から県指定と同様の遺跡と思われる外久保遺跡の継続発掘調査や黒山の昔穴遺跡付近の測量調査を進めてまいりました。

黒山の昔穴遺跡の規模や集落構造、保存状況は、国内にある平安時代後期の高地性集落として文化財の価値が高く、東北の中世期の自然環境、社会環境と関連させ、分析し、調査報告書を完成させております。国指定については、まずこの遺跡に多くの村民が関心を持っていただけるよう文化財教育の推進に取り組む先

にあるものと考えております。併せて、旧宇堂口小校舎に保管されている文化財や村に古くから伝わる農機具・民具など、多くの貴重な資料が、村民の学習財として提供されるよう、維持管理に努めてまいります。

また、本村の貴重な資料などが散逸し、村の歴史が記録できなくなるおそれがあることから平成5年5月発刊の後、久しく途絶えていた「九戸村村史」の続編の編さんに次年度から取り組むことといたしました。

8点目は、スポーツの振興についてです。

平成28年度の「希望郷いわて国体」のレガシーを継承し、生涯にわたるスポーツに親しみ、自らの健康を意識してもらう機会を設けながら、健康づくりに運動したスポーツ活動を推進してまいります。

また、学校や体育団体等との連携を深め、誰もが気軽に取り組めるレクのスポーツの推進や各競技団体主催の歴史ある各種大会を支援しながら、村民のニーズに対応した施設の計画的な整備等に努め、すべての村民が身近にスポーツに親しむ環境づくりを推進し、体育施設の利用促進を図ってまいります。

さらに、平成30年に策定した「九戸村における部活動に関する方針」に基づき、各関係機関からの協力をいただき、成長期にある生徒たちの運動が適切に行われるよう、啓発・啓蒙活動に努めてまいります。

9点目は、国際交流事業についてです。

国際的視野を持った将来を担う人材育成のために、これまで延べ143人の中高生等がスコットランドやアイルランド等を訪問し、元年度は、スコットランドのグラスゴーにあるカンバーノールド・アカデミー校に中学生7人・高校生4人を派遣しました。

今年度は、新型コロナウイルスの世界的な流行のため派遣を見送っておりますが、次年度は、新型コロナウイルスの状況を見極め、本事業の所期の目的を達成することができるよう計画してまいります。

また、九戸村国際交流協会との連携の下、岩手県国際交流協会のご指導とご協力も仰ぎながら、当村における国際理解の啓発と多文化共生社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

以上のとおり、これからの教育行政運営の課題と重点施策を申し述べさせていただきました。

第3次総合発展計画にうたわれている「誰もが住みたい・住み続けたい九戸村」には、他に抜きんでた教育環境の充実は欠かせません。少子化と厳しい行財政環境の中にあっても、持続可能で良質な学校教育・社会教育の運営に向け、今後とも村民をはじめ、議会の皆様のご協力をお願い申し上げまして、私の教育行政運営方針とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（櫻庭豊太郎君） 教育行政施政方針演述が終わりました。

ここで、10分間、休憩いたします。

11時20分再開いたします。

休憩（午前11時10分）

再開（午前11時21分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

◎議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第5、議案第1号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長

○総務企画課長（坂野上克彦君） それでは、議案第1号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

次の者を九戸村教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

任命の同意を求める方は、住所、九戸村大字山根第2地割17番地。お名前は、岩崎悦和さんでございます。昭和43年12月31日生まれ。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

提案理由でございます。現委員が、令和3年3月31日をもって任期満了となるため、任命しようとするものでございます。これが、この議案の提出理由でございます。なお、再任として、ご提案を申し上げるものでございます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者が起立をする）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

全会一致であります。

したがって、議案第1号「教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて」は、同意することに決定されました。

◎議案第2号から議案第36号までの一括上程・説明

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第6、議案第2号「九戸村課等設置条例」から日程第40、議案第36号「令和3年度九戸村水道事業会計予算」までの議案35件を一括して議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

議案第2号「九戸村課等設置条例」から順次、説明願います。

なお、指定管理者の指定に関する議案の説明は要領よく、また、予算議案については簡略に説明願います。

議案第2号から議案第3号まで、総務企画課長

○総務企画課長（坂野上克彦君） 議案第2号「九戸村課等設置条例」について、ご説明いたします。

第1条、地方自治法第158条第1項の規定に基づき、村長の権限に属する事務を分掌させる課等の設置並びにその分掌事務を定めることを目的とするとしまして、本条例の目的をうたっております。

第2条におきまして、村長の権限に属する事務を分掌させるための課等を1号から6号まで、総務課、I J U戦略室、税務住民課、保健福祉課、産業振興課、地域整備課を設置するとしております。これによりまして、現在の4課体制から5課1室体制へ一新されるということになります。

第3条では、課等の分掌事務につきまして、それぞれ定めております。

2ページ、附則でございます。第1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。第2項、九戸村課設置条例は、廃止する。第3項、従前の機関及び職員は、別に辞令を発せられないときは、おのおのその所掌する事務に従い、この条例に基づく相当の機関及び職員となり、同一性をもって存続するものとする。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

提案理由は、村が抱える喫緊の課題に対応できるよう体制を整えるため、村長部局の組織機構の見直しを行おうとするものでございます。これが、条例案の提出理由となっております。

続きまして、議案第3号「九戸村職員定数条例」について、ご説明いたします。

この条例は、議案第2号で提案いたしております組織機構の見直しにより、村長の事務部局の他、各部局の職員定数を新たに定めようとするものでございます。

第1条で、この条例で使用する職員の定義を定めております。

第2条で、それぞれの事務部局の職員定数を定めております。村長の事務部局75人、議会の事務部局2人、選挙管理委員会の事務部局、併任として10人、農業委員会の事務部局併任として3人、教育委員会の事務部局8人及び併任4人、公営企業の職員併任4人としております。合計数は85人で、全体の定数は現在と同数でございます。

第2条では、定数に含まない事情にある場合を定め、第3条において、それぞれの部局内の職員配分は各任命権者が定める旨をうたっております。

附則でございます。第1項、この条例は、令和3年4月1日から施行する。2項、九戸村職員定数条例は、廃止する。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

提案理由は、組織機構の見直しに伴い、条例を整備しようとするものでございます。これが、この条例案を提出する理由でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に議案第4号、副村長

○副村長（伊藤 仁君） 議案第4号「九戸村の未来につなぐ基本条例」の制定につきまして、ご説明いたします。

ご案内のとおり、九戸村の現在の人口減少、少子化は大きな課題となっております。このことから九戸村を挙げまして移住定住と出産、子育てを積極的に支援していく村を内外に宣言し、村民のご理解とご協力をいただくため、基本条例を制定しようとするものであります。まさに、九戸村の未来にたすきをつなげていくための基本条例でございます。

附則でございます。本条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

また、これによりまして、さわやかハッピーファミリー祝金条例は廃止いたしまして、結婚及び出産の祝金につきましては、事業の交付要綱を別途定め、議会にお諮りしながら、必要の都度、見直していくこととしております。

令和3年3月1日。九戸村長、晴山裕康。

理由でございます。持続可能な九戸村の実現に資するよう基本理念等を定めようとするものであります。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしく、ご審議お願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第5号、税務会計課長

○税務会計課長（大向一司君） それでは、議案第5号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

この条例案は、地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、令和3年度以後に適用する事項について、改正をお願いするものです。

改正点は大きく分けて、2点ございます。

1点目は、個人所得課税の見直しにより、これまで特定の収入のみに適用されていた控除であり、給与所得控除と公的年金等控除については、控除額が一律10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除額が10万円引き上げられました。このことにより、国民健康保険税の軽減判定に影響が出ないようにするため、地方税法施行令の改正に併せて、保険税の被保険者均等割額と世帯別平等割額の軽減対象となる所得基準計算の規定を改正するものです。

2点目は、全国的に空き家、空き地が増加する中、土地の有効活用を通じた地域活性化や、所有者不明土地の発生防止を目的に新設されました低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特別控除の規定を地方税法の改正に合わせて保険税の計算規定に追加するものです。

具体的な改正内容につきましては、条例改正文の次のページに添えております新旧対照表により、ご説明を申し上げます。

最初に23条をご覧いただきたいと思います。この条の改正は、先ほど1点目の改正事項として申し上げました保険税の軽減対象となる所得基準計算の規定を整備するものでございます。

まず、第1号は、7割軽減の所得基準を定める規定となりますが、左側現行「33万円」を右側改正後「43万円」と、10万円引き上げるものでございます。これは、給与所得者と年金所得者については、給与所得控除と公的年金等控除が10万円減額となりますので、その影響をなくするために軽減判定基準に10万円を追加するものでございます。また、右側改正後の「43万円」の後の括弧書きの部分、そしてその括弧書きの最後に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を追加しておりますが、これは被保険者の内、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方が複数人いる場合は、その数に応じて10万円を加算するというものでございます。

続く第23条の2号は、5割軽減基準額、第3号は2割軽減基準額を定める規定であります。これについても第1号と同じく軽減判定に影響が出ないようにするため、現行の33万円に10万円を追加し、43万円に改めるものです。なお、括弧書きの部分が1号より短くなっておりますが、1号に追加した括弧書きの部分を給与所得者等の数と入れ替えているものであり、第1号と同じように被保険者の内、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方が複数人いる場合は、その数に応じて10万円を加算するという内容でございます。

次に、2ページの真ん中より少し下の部分の記載となりますが、附則第3項の改正は、本則第23条で定めた軽減判定所得基準の見直しの内容に併せて、公的年金等に係る所得に係る課税の特例について、文言の整備をするものでございます。

次に、3ページをご覧いただきたいと思います。附則第5項の改正は、最初のところで申し上げました二つ目の改正点となります。これは、租税特別措置法の

第35条の3第1項を新たに加えるものでございます。この内容は、所得割額を算出する際の長期譲渡所得に対する保険税の計算において、低未利用土地等を譲渡した場合の控除額として、当該所得から100万円を控除するというものでございます。

次に、4ページとなります。附則第6項の改正は、附則第5項と同じ第35条の3第1項を加えるものとなります。この項は、附則第5項を準用する形で短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例について定めていますので、長期譲渡所得である低利用土地等の特例を定める第35条の3第1項の適用を除外するための規定として使えるものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則、第1項。この条例は、公布の日から施行する。第2項、この条例による改正後の九戸村国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

提案理由でございますが、地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い所要の整備をするものでございます。

以上、議案第5号の説明となります。ご審議のほど、よろしく、お願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第6号、教育次長

○教育次長（高倉孝一君） それでは、議案第6号「九戸村育英奨学資金貸与等条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

九戸村育英奨学資金貸与等条例の一部を次のように改正します。

第10条第1項中「に掲げる事情を参酌し」を「の各号のいずれかに該当する者は」に改めまして、同条に次の1項を加えるというものです。

第2項としまして、第2項、前項に規定する場合のほか、令和2年度以降に岩手県立伊保内高等学校を卒業した者で、同校に在学中に貸与を受けた奨学金の償還債務の2分の1を免除することができるというものです。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

提案理由でございます。村の将来を担う人材の育成及び岩手県立伊保内高等学校への進学を支援するため、改正しようとするものでございます。以上、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第7号、総務企画課長

○総務企画課長（坂野上克彦君） 議案第7号「九戸村行政不服審査会条例等の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

この条例は、議案第2号で提案申し上げております九戸村課等設置条例の制定

と併せまして、条例により設置されている村の附属機関等の庶務を処理する担当課の条項を改正しようとするものでございます。

議案本文の次に、添付いたしております新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。ご覧のとおり、九戸村行政不服審査会条例。九戸村情報公開条例。九戸村個人情報保護条例。九戸村総合開発審議会条例。九戸村行政改革推進委員会設置条例。九戸村特別職報酬等審議会条例。九戸村子ども・子育て会議条例。九戸村営牧野等運営審議会条例。九戸村商工業振興審議会条例。九戸村国民保護協議会条例。以上、10 条例が一部改正に該当になります。

議案本文に戻っていただきまして、附則でございまして、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 1 日提出。九戸村長、晴山裕康。

提案理由でございまして、九戸村課等設置条例の制定に合わせて所要の改正を行おうとするものでございまして、これが、条例案の提出理由でございまして、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 8 号から第 9 号まで、農林建設課長

○農林建設課長（杉村幸久君） それでは、議案第 8 号「九戸村若者定住促進住宅条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

九戸村若者定住促進住宅条例の一部を次のように改正するというもので、別表第 1 の抜粋を載せてございまして、括弧内上段の表を下段のとおり改めるものとなっております。

今回、長興寺若者定住促進住宅につきまして、下段、改正後の 4 行目にありますが、建設年度に「令和 2 年度」、構造等に「木造平屋建」、戸数「2」、「1」を追加する内容になってございまして。

なお、次ページには、別表第 1、全体の新旧対照表を付けておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 3 月 1 日提出。九戸村長、晴山裕康。

提案理由になりますが、九戸村若者定住促進住宅の新築に伴い、所要の整備をしようとするものでございまして。

続けて、議案第 9 号「九戸村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

九戸村道路占用料徴収条例の一部を次のように改正するというもので、こちらでも別表を改めようとするものでございまして、それぞれの物件につきまして、右端記載の占用料の金額及び一部計数を改めております。議案本文の後に新旧対照表を付けておりますので、こちらでも後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

次に、議案本文5ページをご覧いただきたいと思います。中ほど、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

提案理由になりますが、道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものでございます。

私からの説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第10号から第19号まで。総務企画課長

○総務企画課長（坂野上克彦君） 議案第10号「第3次九戸村総合発展計画の策定に関し議決を求めることについて」ご説明いたします。

第3次九戸村総合発展計画を策定することについて、九戸村議会の議決すべき事件を定める条例により、議会の議決を求めるものでございます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

提案理由は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画を策定しようとするものでございます。これが、議案の提案理由でございます。

お手元に第3次九戸村総合発展計画案を添付資料と共に配布しておりますので、お目通しいただきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第11号「九戸村立ふるさとの館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

九戸村立ふるさとの館の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

1、施設の名称 九戸村立ふるさとの館。

2、指定管理者 名称は、株式会社九戸村ふるさと振興公社。

所在地は、九戸村大字山屋第2地割28番地1でございます。

指定の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日まででございます。

提案理由でございますが、九戸村立ふるさとの館の指定管理者を指定したいので議会の議決を求めるものでございます。

以下、議案第12号から議案第18号までが指定管理者の指定に関する議案でございますので、皆さまのお手元にお配りしております指定管理者の指定に関する概要説明書によりまして、説明をさせていただきます。

まず、議案第12号につきましては、ふるさと創造館。議案第13号につきましては、九戸村雑穀加工施設。議案第14号は、パークゴルフ場。議案第15号がコロポックルランド。議案第16号はオドデ館でございます。この5件につきましては、株式会社九戸村ふるさと振興公社を指定するというものでございます。

議案第 17 号のまちの駅「まさぎね館」につきましては、九戸村商工会。議案第 18 号、九戸村屋内ゲートボール場につきましては、九戸村ゲートボール協会に指定管理をしていただくというものでございます。指定の期間は、いずれも令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの一年間となっております。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

続きまして議案第 19 号「令和 2 年度九戸村一般会計補正予算（第 10 号）」について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度九戸村一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8,157 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 51 億 9,069 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」によります。

第 3 条、地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」によります。

令和 3 年 3 月 1 日提出。九戸村長、晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2 ページ以降が「第 1 表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入は第 1 款村税、3 項軽自動車税から 3 ページ 22 款村債、1 項村債までそれぞれ補正額を減額、あるいは追加しまして、4 ページ歳出は 1 款議会費、1 項議会費から 5 ページ、10 款教育費、6 項保健体育費まで、それぞれ補正額を減額、あるいは追加しております。

次に 6 ページが、「第 2 表 繰越明許費」となっております。

第 2 款総務費、1 項総務管理費の企業誘致推進事業、以下 16 の事業につきまして、それぞれの金額の繰越明許をお願いするものでございます。

次に、7 ページが「第 3 表 地方債補正」となっております。

補正の内容は、減収補てん債を限度額 170 万円として新たに追加し、変更するものは基幹水利施設ストックマネジメント事業債他、4 種類の地方債をそれぞれ補正後の限度額に変更するというものでございます。

次ページからが今回の補正予算についての事項別明細書となっておりますので、内容について主なものを説明させていただきます。事項別明細書 3 ページからご覧いただきたいと思っております。

歳入の補正は、直近の収入見込みによる減額または増額であります。補正額が大きなものとして 4 ページ 15 款、5 項支出金、4 項 2 目土木費交付金を 1 億

3,308万7,000円。7ページ、22款村債、1項、5目土木債を1億150万円減額しております。道路整備、橋梁整備工事の事業量の減によりまして、特定財源を減額するものでございます。

次に9ページ、歳出でございます。ほとんどの項目で、それぞれ今年度の事業費が概ね固まったことによる減額となっておりますが、今回、増額している主なものとしましては13ページ、3款民生費、1項、2目、障害者福祉費の19節扶助費の中で、自立支援介護給付費を1,653万円増額しております。自立支援介護事業給付対象者の増などによるものでございます。同じく民生費、2項1目児童福祉総務費で子ども・子育て支援基金を2億円新規に計上しております。新年度以降、新たに創設しますこども手当制度をはじめとした子育て支援事業を実施していくため、将来の支出に備えるというものでございます。

続きまして、16ページ、7款商工費、1項、1目商工業振興費の工事請負費110万9,000円は、まさぎね館の売場の改築工事費でございます。17ページ8款土木費、2項、2目道路維持費の中で、今シーズンの除排雪の費用が当初より上回る見込みのため、委託料352万7,000円増額しております。19ページ10款教育費、6項、1目保健体育費で索道事業特別会計繰出金を1,074万円増額しております。

以上、補正予算の主な内容について、ご説明を申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第20号。住民生活課長

○住民生活課長（中奥達也君） それでは、議案第20号「令和2年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について、ご説明いたします。

令和2年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ858万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,888万7,000円としようとするものでございます。

第2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

次のページが「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入でございます。

4款県支出金、1項県補助金、補正前の額に858万9,000円を増額し、歳入合計で総額を6億9,888万7,000円としようとするものでございます。

次のページが歳出でございます。2款保険給付費、2項高額療養費に858万9,000円を増額し、歳出合計で総額を6億9,888万7,000円としようとするもので

ございます。

次のページが歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。4ページの歳出をご覧ください。補正の内容としましては、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費において、今年度給付見込額の修正によりまして858万9,000円を増額するものでございます。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

- 議長（櫻庭豊太郎君） 議案第21号及び議案第22号について。水環境担当課長
- 水環境担当課長（上村浩之君） それでは、議案第21号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ207万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,436万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

3枚めくっていただきまして、事項別明細書の3ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入ですが、3款1項1目1節の一般会計繰入金は、121万7,000円の減となります。4款1項1目1節の前年度繰越金は、37万3,000円の増となります。

6款1項1目1節の下水道事業債は、120万円の減となります。第7款1項1目1節の農山漁村地域整備交付金は、2万6,000円の減となります。

めくっていただきまして、4ページの歳出ですが、1款1項1目8節の旅費が4万6,000円の減となりますが、これはコロナ禍のため、東京で開催の講習会の参加を見送ったため、減額補正するものでございます。

次に、12節委託料が201万3,000円の減となります。これは、説明欄に記載の各種業務委託料について、入札残による不用額分を減額補正するものでございます。

次に、第18節負担金補助及び交付金が1万1,000円の減となりますが、これは先ほど旅費で説明いたしました講習会への参加を見送ったため、当該受講料を減額補正するものでございます。農業集落排水事業特別会計補正に係る説明は、以上となります。

続きまして、議案第22号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)」につきまして、ご説明を申し上げます。

令和2年度九戸村下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,332 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,519 万 5,000 円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」にお示ししております。

地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によります。

令和 3 年 3 月 1 日提出。九戸村長、晴山裕康。

3 枚めくっていただきまして、事項別明細書の 3 ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、歳入ですが、3 款 1 項 1 目 1 節の一般会計繰入金は、1,586 万 9,000 円の減となります。4 款 1 項 1 目 1 節の前年度繰越金は、424 万 1,000 円の増となります。6 款 1 項 1 目 1 節の下水道事業債は、170 万円の減となります。

めくっていただきまして、4 ページの歳出ですが、1 款 1 項 1 目総務費の 2 節、給料が 423 万 6,000 円の減。3 節給与費、職員手当が 325 万 1,000 円の減。4 節共済費が 145 万 6,000 円の減となりますが、これは人事異動に伴い減額補正をするものでございます。

次に、第 2 目 12 節の委託料が 236 万 9,000 円の減となりますが、これは説明欄に記載の各種業務委託料について、入札残による不用額を減額補正するものでございます。

次に、3 目下水道整備費の 8 節旅費が 11 万 1,000 円の減となりますが、これはコロナ禍のため、埼玉県で講習の参加を見送ったため減額補正するものです。

次に、12 節委託料が 176 万 1,000 円の減となりますが、これは、業務委託料について入札残による不用額分を減額補正するものでございます。

次に、第 18 節負担金補助及び交付金が 18 万 9,000 円の減となりますが、これは先ほど旅費で説明しました講習会への参加を見送ったため、当該受講料を減額補正するものでございます。下水道事業特別会計補正予算に係る説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 23 号について。教育次長

○教育次長（高倉孝一君） それでは、議案第 23 号についてご説明申し上げます。

令和 2 年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第 3 号)」は、次に定めるところによるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 34 万 5,000 円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,789 万 3,000 円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和 3 年 3 月 1 日提出、九戸村長、晴山裕康。

補正予算の内容ですけれども、スキー場の営業が終盤を迎えたことによりまして、事業費が固まってことによりまして、不用額を減額するという内容となっております。以上、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 24 号から議案第 27 号まで 4 件。

総務企画課長

○総務企画課長（坂野上克彦君） 議案第 24 号「令和 2 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 1 号)」について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度戸田財産区特別会計補正予算(第 1 号)」は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,893 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,449 万 9,000 円とするものでございます。

2 項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。令和 3 年 3 月 1 日提出、九戸村長、晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2 ページから「第 1 表 歳入歳出予算補正」となっております。

歳入は第 1 款財産収入、2 項財産売払収入。4 款繰入金、1 項基金繰入金。6 款諸収入、2 項雑入にそれぞれご覧の補正額を追加、あるいは減額しまして、3 ページ歳出は、第 1 款財産区費、1 項財産管理費。2 款諸支出金、1 項地域振興費にそれぞれ補正額を追加あるいは減額をしております。

次ページ以降が歳入歳出補正予算事項別明細書となっております、3 ページからご覧をいただきたいと思っております。

今回の補正予算で歳入におきましては、1 款財産収入、2 項不動産売払収入として、立木売払収入を 3,187 万 8,000 円増額しまして、4 款繰入金、1 項、1 目財産管理資金繰入金を 293 万 4,000 円減額しているというものが主なものとなっております。

4 ページ歳出の主なものは、1 款財産区費、1 項、2 目管理費の中で、財産管理資金積立金 2,934 万 9,000 円を増額をいたしております。

続きまして、議案第 25 号「令和 2 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 2 号)」について、説明いたします。

令和 2 年度伊保内財産区特別会計補正予算(第 2 号)」は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 9 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 683 万 5,000 円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページから「第1表 歳入歳出予算補正」となっております。

歳入は4款繰入金、1項基金繰入金。5款1項繰入金。6款諸収入、2項雑入にそれぞれご覧の補正額を減額、あるいは追加しまして、3ページ歳出は、第1款財産区費、1項財産管理費を9万2,000円減額をいたしております。

次ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧いただきたく思います。3ページからお願いいたします。

今回の補正予算で歳入におきましては、4款繰入金、1項、1目財産管理資金繰入金が274万円の減額に対しまして、5款繰越金、1項、1目繰越金を269万2,000円増額しているものが主なものとなっております。

4ページ歳出では、概ね事業が終了したことで、予算を減額を全般的にしております。以上が、令和2年度伊保内財産区特別会計補正予算(第2号)でございます。

続きまして、議案第26号「令和2年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)」について、ご説明申し上げます。

令和2年度江刺家財産区特別会計補正予算(第1号)」は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ144万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ622万1,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページから「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

歳入は第5款繰越金、1項繰越金と6款諸収入、2項雑入にそれぞれご覧の補正額を追加、あるいは減額し、3ページ歳出は、第1款財産区費、1項財産管理費と2款諸支出金、1項地域振興費で補正額の増減を行っております。

次ページ以降が歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。同じく3ページからお願いしたいと思います。

歳入におきましては、5款繰越金、1項、1目繰越金で、前年度繰越金162万5,000円の追加が主なものとなっております。

4 ページ歳出では、1 款財産区費、1 項、2 目管理費で財産管理資金積立金 196 万 2,000 円を追加しているほかは、概ね事業が終了しましたことによって、事業予算の減額をいたしております。

以上、令和 2 年度江刺家財産区特別会計補正予算(第 1 号)の説明でございます。

続きまして、議案第 27 号「令和 3 年度九戸村一般会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和 3 年度九戸村一般会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54 億 2,979 万 2,000 円といたします。

2 項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によります。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は「第 2 表 債務負担行為」によります。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」によります。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、4 億円と定めるものでございます。

令和 3 年 3 月 1 日提出。九戸村長、晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2 ページからが「第 1 表 歳入歳出予算」となっております。歳入は、1 款村税、1 項村民税から 5 ページ、22 款村債、1 項村債までのそれぞれの款項ごとの金額としまして、6 ページ歳出は、1 款議会費、1 項議会費から、7 ページ 13 款 1 項予備費までのそれぞれ款項ごとの金額を計上するものでございます。

次に、8 ページが「第 2 表 債務負担行為」となっております。農業経営基盤強化資金利子補給費補助金ほか、4 事業につきましてそれぞれ期間と現度額を定めております。

次に、9 ページが「第 3 表 地方債」となっております。臨時財政対策をはじめ、目的ごとにご覧の 12 の起債につきまして、それぞれ限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

次のページから添付してございます事項別明細書をもって、新年度の一般会計当初予算についての詳細をお示ししておりますので、お目通しの上、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 28 号及び議案第 29 号。住民生活課長

○住民生活課長（中奥達也君） それでは、議案第 28 号「令和 3 年度九戸村国民健

康保険特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億1,379万4,000円と定めるものでございます。第2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定めるものでございます。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用でございます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

次のページから、「第1表 歳入歳出予算」及び歳入歳出予算事項別明細書となっておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。議案第28号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第29号「令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,672万4,000円と定めるものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

次のページから「第1表 歳入歳出予算」及び歳入歳出予算事項別明細書となっておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第30号及び議案第31号。水環境担当課長

○水環境担当課長（上村浩之君） それでは、議案第30号「令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,768万5,000円としております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、200万円と定めます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

次ページ以降には、ただ今申しました第1表、第2表、第3表及び事項別明細書をもって詳細にお示ししておりますので、お目通しいたきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号「令和3年度九戸村下水道事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,691万8,000円としております。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によります。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によります。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によります。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、1,500万円と定めます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

こちらも次ページ以降には、第1表、第2表、第3表及び事項別明細書を付してございますので、お目通しの上、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第32号。教育次長

○教育次長（高倉孝一君） それでは、議案第32号について、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村索道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,622万8,000円と定めるものです。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの

最高額は、1,000万円と定めるものでございます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

次ページ以降に第1表及び事項別明細書を添付しておりますので、お目通しいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第33号から議案第35号までの3件について。
総務企画課長

○総務企画課長（坂野上克彦君） それでは、議案第33号「令和3年度戸田財産区特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

令和3年度戸田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ788万8,000円と定めるものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページから「第1表 歳入歳出予算」となっております。また、次ページ以降が歳入歳出予算事項別明細書となっておりますので、ご覧の上、ご審議をいただきますようお願いをいたします。

続きまして、議案第34号「令和3年度伊保内財産区特別会計予算」について、ご説明いたします。

令和3年度伊保内財産区特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ689万4,000円と定めるものでございます。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、2ページから「第1表 歳入歳出予算」となっております。また、次ページ以降に歳入歳出予算事項別明細書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

続きまして、議案第35号「令和3年度江刺家財産区特別会計予算」について、ご説明いたします。

令和3年度江刺家財産区特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ465万1,000円と定めております。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

2ページからが「第1表 歳入歳出予算」となっております。また、次ページ以降には事項別明細書を添付してございますので、ご覧いただきまして、ご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 議案第36号、水道事業所長

○水道事業所長（上村浩之君） それでは、議案第36号「令和3年度九戸村水道事業会計予算」につきまして、ご説明申し上げます。

第1条、令和3年度九戸村水道事業会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量は、次のとおりといたします。

- (1) 給水戸数は、2,000戸。
- (2) 年間給水量は、50万6,000立方メートル。
- (3) 一日平均給水量は、1,386立方メートルとなります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

まず、収入ですが、第10款水道事業収益が1億4,098万円。内、第1項営業収益が1億2,557万6,000円。

第2項、営業外収益が1,540万4,000円となります。

次に、歳出については、第11款水道事業費用が1億4,098万円。内、第1項営業費用が1億2,286万円。第2項営業外費用が1,762万円。第4項予備費が50万円となります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額1億2,900万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものといたします。

まず、収入ですが、第12款資本的収入が764万1,000円。内、第2項補助金が232万8,000円。第4項負担金が531万3,000円となります。

次に、支出については、第13款、資本的支出が1億3,664万4,000円。内、第1項建設改良費が9,143万5,000円。第2項企業債償還金が4,520万9,000円となります。

めくっていただきまして、第5条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定めます。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおり定めます。

- (1) 営業費用、(2) 営業外費用。

第7条、次に定める経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額

に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないものでございます。

(1)職員給与費 1,141万5,000円。

第8条、上戸田地区簡易水道、遠志内地区営農飲雑用水、細屋地区簡易水道(無水源)施設整備事業の簡水債償還金に充てる一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、232万8,000円、旧簡易水道事業等の簡水債利息に充てる一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、55万5,000円でございます。

第9条、たな卸資産購入限度額は、800万円と定めます。

令和3年3月1日提出。九戸村長、晴山裕康。

なお、次ページ以降に予算実施計画等資料を添付し、詳細にお示ししておりますので、お目通しの上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 以上で、日程第6、議案第2号「九戸村課等設置条例」から、日程第40、議案第36号「令和3年度九戸村水道事業会計予算」までの議案35件について、提案理由の説明が終わりました。

ただ今、説明を受けました各議案等の審議については、議事運営の都合上、3月5日の会議において行うことにしたいと思いますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

なお、次の会議は、3月4日午前10時から一般質問を行います。

◎散会の宣告

○議長(櫻庭豊太郎君) 本日は、これで散会いたします。
ご苦労さまでございました。

散会(午後零時35分)